



いりょうてき けあ じ

医療的ケア児

を育てているご家族の為の

ガイドブック



やまがし
山鹿市

医療的ケア児について

◎医療的ケアとは…

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引などが日常的に必要な医療行為を言います。

〈医療的ケアの種類（主なものを記載）〉

種 類	内 容
経管栄養	口から食事を十分にとれない場合に、胃や腸、鼻腔にチューブを挿入して流動食や栄養剤を注入します。 （例）経鼻胃管栄養、胃ろう、腸ろうなど
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に管理するための医療機器を装着し呼吸の補助をします。
気管切開・吸引	痰や唾液を上手に吞み込めない、自分の力で痰を排出することが難しい場合に、気管を切開し、機械を使って痰や唾液を取り除きます。
導尿	自力で尿を排出することが難しい場合に、尿道から膀胱に細い管を挿入し尿を排出します。
人工肛門 （ストーマ）	自力で便を排出することが難しい場合に、腹部に穴を造設し便を排出します。
酸素吸入	呼吸機能の低下が原因で体内の酸素が不足している場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。

病院からの退院が決まったら

退院の話が出たとき、

- ・ お子様を自宅に連れてかえって大丈夫かな？
 - ・ 自宅で医療行為が出来るかな？ と最初は不安でいっぱいになります。
- ご安心ください。自宅での生活をサポートするスタッフがいます。

問い合わせ先：山鹿市健康増進課 (0968)43-0050

山鹿市福祉課障がい福祉係 (0968)43-0052

◎ 地域の支援者との顔合わせ

退院が決まりましたら、入院されている病院から山鹿市健康増進課に退院の連絡が入ります。病院スタッフを中心に、健康増進課の保健師や、お子様の状態によっては、訪問看護ステーション等の医療スタッフも交えて、退院に向けての支援会議(顔合わせ)が行われます。そこで、保護者のみなさまと一緒に、在宅に戻られてからの支援体制を話し合います。

フェーズ	主な内容	ポイント・備考
① 退院準備 (入院中)	医療的ケアの習得 (吸引・経管栄養・呼吸器管理など) 院内・院外外泊の実施 退院支援カンファレンスの開催	◇ 家族が安心してケアできるよう実践的な訓練を ◇ カンファレンスには主治医・看護師・MSW・訪問系職種・保健師・相談支援専門員などが参加し、役割分担を明確に
↓		
② 在宅環境の整備	医療機器の準備(吸引器、酸素、モニターなど) 自宅の安全確認(動線・温湿度・電源など) 生活動線のシミュレーション	◇ 退院前に自宅訪問を行い、必要な改修や配置を検討 ◇ 家族の生活スタイルに合わせた動線設計が重要
↓		
③ 地域支援体制の構築	訪問系サービスの導入 (看護・診療・リハ・薬局) 福祉サービスの申請 (居宅介護・移動支援など) 補装具・日常生活用具の給付 相談支援専門員との連携	◇ サービス等利用計画の作成を早め開始 ◇ 自治体や支援センターとの連携も重要
↓		
④ 退院当日と直後	初期の訪問支援の開始 緊急時対応の確認 (連絡先・対応フロー・予備機器)	◇ 退院当日は家族の不安が大きいいため、同行支援が安心材料に
↓		
⑤ 在宅生活の開始 とフォローアップ	ケアスケジュールの作成(24時間体制) 定期的なカンファレンスの実施 レスパイトや一時入院の活用	◇ 家族の負担軽減と継続的な支援体制の見直しがカギ ◇ 学校・保育園との連携もこの段階で視野に

保育所等の利用相談の流れ

<山鹿市子ども課での手続き>

① 事前相談

② 書類の提出

- ☐ 医療的ケア実施申込書【様式 1】
- ☐ 医療的ケアに係る主治医意見書【様式 2】

※書類については子ども課（窓口）または山鹿市ホームページ（ダウンロード）より入手可能です。



<その後の手続き等について>

1. ご相談いただいた書類や聞き取り内容をもとに、保育所等の人員配置（看護師等）や施設設備等の状況を考慮しながら、保育所等と調整を行います。

※医療的ケアの内容によって、対応できる保育所等が限られます。

2. 受け入れ可能な保育所等がありましたら、ご家族へご連絡します。

3. 保護者と対象児童で保育所等の見学をお願いします。

4. 原則 4 月 1 日入所です。

※4月入所の申込期間は11月頃になります。

（入所申込については、「山鹿市の保育所等入所案内」をご覧ください。HP にも掲載あり）

※やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等に保育所等でのケアをお願いする、または保育所等を利用できないことがあります。

【保育所等における医療的ケア児の受入れガイドライン】

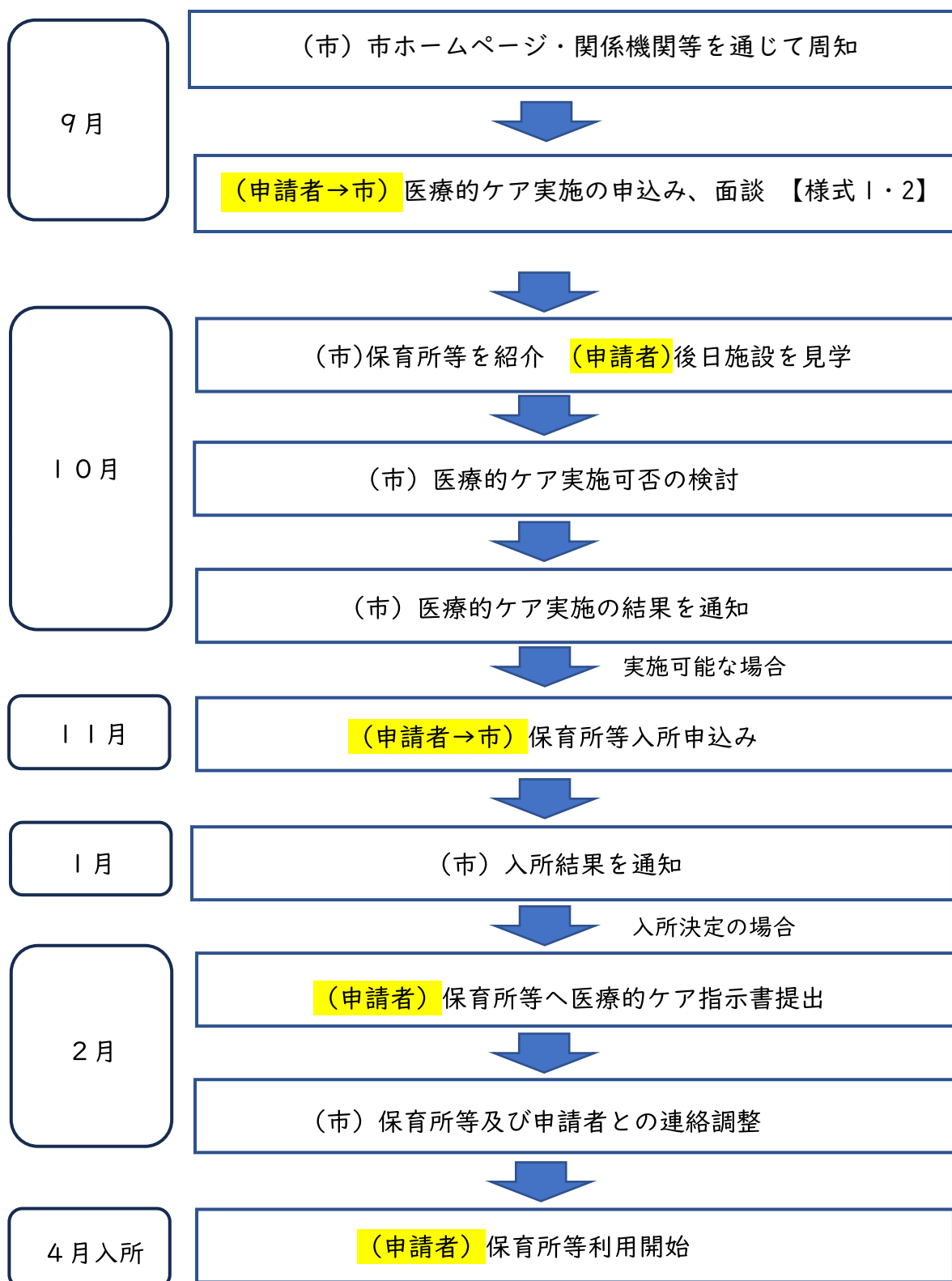


【保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設の入所申込について】



【問い合わせ先：山鹿市子ども課保育係（0968）43-1514】

◆ 医療的ケア児の保育所等利用までの基本的な流れ（４月入所）



まずは、山鹿市子ども課へ事前相談をお願いします。

お子様の状態に応じて、安全・安心な保育を確保するためにも、お子様の主治医と連携しながら、医療的ケアを提供できる看護師等の配置状況、保育所等の設備環境等を考慮してご案内しております。

小・中学校への入学について



◎ 学校はどのように選んだらいいですか？

山鹿市教育委員会では就学に向けての相談や、学校教育における相談を学校教育課で受けることができます。特別支援学校がいいのか、地域の小・中学校がいいのかなどお子様や保護者の方の思いを聴きながら、お子様がもてる力を最も伸ばせるのはどこなのか、そのためにどのような支援が必要なのかを一緒に考えていきます。

問い合わせ先：【山鹿市教育委員会 学校教育課 (0968)43-1391】

◎ 医療的ケアについて

学校生活で医療的ケアを必要とする児童や生徒が、安全かつ安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて看護師を配置し医療的ケアを実施しています。

◎ 医療的ケアの実施について

○医療的ケアの実施は、主治医の指示の範囲内で、教育課程に基づいた在校時間内で行います。

○教育委員会は医療的ケアの必要性と看護師配置の有無について1年ごとに協議・決定します。

入学までの流れ

保護者

【就学2年前の5月～3月】

- ① 山鹿市教育委員会へ相談
- ② 在籍中の幼稚園、保育園、学校等へ相談
- ③ 医療、療育、相談支援等の関係機関へ相談
- ④ 必要に応じて学校見学・情報共有を行う

【就学1年前の5月～1月】

申込・資料作成

- ① 医療的ケア実施申込書・医療的ケア実施同意書を提出（学校等へ）
- ② 医療的ケアに係る意見書を主治医へ依頼
- ③ 医療的ケアに係る意見書を学校へ提出
- ④ 必要に応じて個別面談等を行う

【就学直前の2月～3月】

指示書等準備

- ① 就学先を確認
- ② 医療的ケア実施の連絡確認
- ③ 医療的ケアに関する指示書を主治医へ依頼
- ④ 医療的ケアに関する指示書を学校へ提出

教育委員会

- ・保護者からの相談受付
- ・手続きや必要書類の確認
- ・学校見学等の案内
- ・関係機関との情報共有
- ・園、小学校等を訪問（巡回相談等）
- ・医療的ケア実地の検討
- ・教育支援委員会での協議・検討
- ・必要に応じて個別面談を実施

医療的ケアの実施が必要と
判断される場合

学校

- ・医療的ケア実施準備
- ・医療的ケア実施通知書確認
- ・医療的ケアに関する指示書を確認、提出
- ・校内体制の整備



福祉サービスの利用について

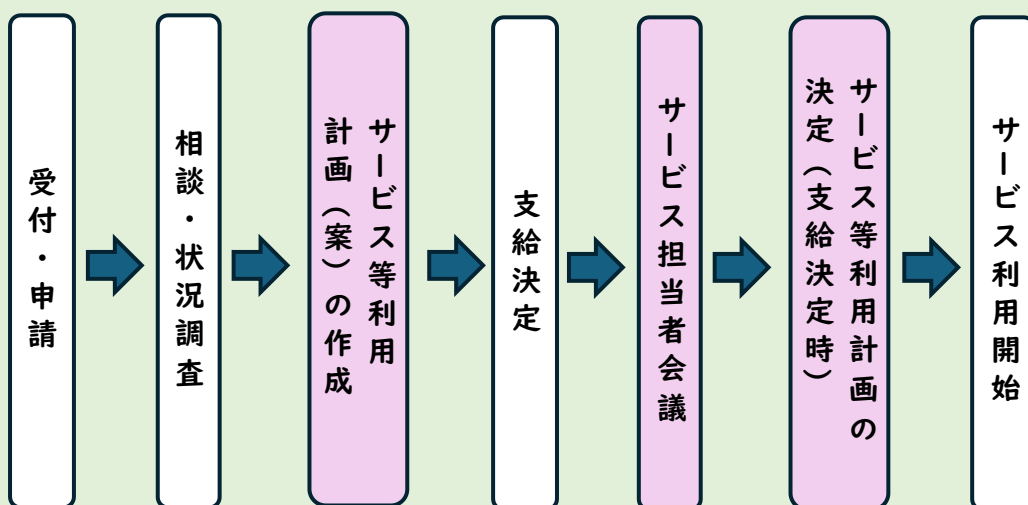
◎ 障がい福祉サービスはどうやって利用するの？



サービスを利用するためには、あらかじめ手続きが必要です。山鹿市への相談や申請を行い、支給決定を受けたあと、サービス事業所と契約し利用スタートとなります。

手続きには 2～3 か月かかる場合もありますので、早めの相談をお勧めします。

◎ 障がい福祉サービス利用の流れ



※障がい福祉サービスの種類については、7ページを参照ください。

【問い合わせ先：山鹿市福祉課障がい福祉係(0968)43-0052】

山鹿市障害児通所事業所一覧



山鹿市相談支援事業所一覧



医療的ケア児が利用できる障がい福祉サービス

名 称	内 容	給付の種類
児童発達支援	障がいのある未就学児を対象にして、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。	障害児通所支援
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。	障害児通所支援
医療型児童発達支援	福祉サービスとして児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのある児童に必要とされる治療を行います。	障害児通所支援
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象として放課後や夏休みなどの長期休暇に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進などを行います。	障害児通所支援
保育所等訪問	保育所などに通う障がいのある児童を対象にして、施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	障害児通所支援
福祉型・医療型 障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や、自立に必要な知識や技能を身に着けるための支援を行います。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります。	障害児入所支援
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。	介護給付
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院する時に付き添いもします。	介護給付
療養介護	医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。	介護給付
日中一時支援	日中の活動の場を確保し、障害者などの家族の就労支援や、日常的に障害者を介助している家族の一時的な休息を目的とします。	地域生活支援事業

※一部の施設は山鹿市外にある可能性があります。ご不明な点は福祉課までご相談ください。

医療費などの助成・給付



名 称	内 容	窓 口
自立支援医療制度	障がい除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために必要な医療費の一部を公費で負担する制度	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
指定難病の医療費助成	指定難病に罹患しており、一定の基準を満たす方が対象	熊本県山鹿保健所 (0968)44-4121
小児慢性特定疾病の医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患し、その症状が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の方などが対象	熊本県山鹿保健所 (0968)44-4121
日常生活用具	日常生活の利便を図るために必要な用具を給付（例：ベッド、車いす等）	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
補装具	体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を助成	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用の一部を助成	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
在宅の小児慢性特定疾病の方への日常生活用具費の助成	在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便を図るために必要な用具購入費の一部を助成	山鹿市子ども課 児童家庭係 (0968)43-1514
子ども医療費の助成	子どもの医療費の一部負担金（保険診療による医科・歯科・調剤薬局）を全額助成 【対象】山鹿市に住民登録があり、健康保険に加入している0歳から高校3年生相当年齢（18歳誕生日後、最初の3月31日）までの児童	山鹿市子ども課 児童家庭係 (0968)43-1514
ひとり親家庭等医療費の助成	医療費の一部負担（保険診療による医科・歯科・調剤薬局）を全額または3分の2を助成 【対象】 ・母または父・・・扶養している児童のうち、最も年下の児童が20歳を迎える誕生日まで ・児童・・・18歳誕生日後、最初の3月31日まで	山鹿市子ども課 児童家庭係 (0968)43-1514
ハートフルパス	ハートフルパスは、熊本県が実施している制度で、障がい者、高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な方々が公共施設や店舗などに設置された障がい者等用駐車場を適正に利用できるようにするための「県内共通の利用証」	熊本県山鹿保健所 (0968)44-4121

手当・年金等

※支給対象基準を満たす場合に支給されます。

詳細は各担当窓口までご相談ください。

名 称	内 容	窓 口
特別児童扶養手当	身体または精神に中等度以上の障がいのある２０歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする在宅の２０歳未満の方に支給	山鹿市福祉課 障がい福祉係 (0968)43-0052
児童手当	１８歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある児童を養育している方に支給	山鹿市子ども課 児童家庭係 (0968)43-1514
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭及び父子家庭、または父母に代わって児童を養育する養育者に支給 児童の年齢： １８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童又は２０歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある児童	山鹿市子ども課 児童家庭係 (0968)43-1514 

相談窓口一覧

官公署名	所在地	電話番号
山鹿市福祉課 障がい福祉係	山鹿市山鹿９８７番地３ 本庁１階	(0968)43-0052
山鹿市子ども課 保育係	山鹿市山鹿９８７番地３ 本庁１階	(0968)43-1514
山鹿市健康増進課 健康増進係	山鹿市中５７８番地 山鹿健康福祉センター	(0968)43-0050
山鹿市教育委員会 学校教育課	山鹿市山鹿９８７番地３ 本庁４階	(0968)43-1391

※どこに相談したらいいかわからない場合は、山鹿市福祉課障がい福祉係へお尋ねください。